

令和 7 年度埼玉県献血推進計画

1 はじめに

(1) 計画策定の背景

我が国の血液事業は、昭和 39 年に閣議決定された「献血の推進について」を契機として、すべての血液製剤を国内での献血により自給することを目標に掲げ、推進を図ってきました。

平成 15 年 7 月 30 日には、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（以下、「法律」という。）が施行されました。

法律では、国、都道府県及び市町村等の地方公共団体、採血事業者及び医療関係者等の責務が明確化され、都道府県では、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血推進に関する計画を定めることとされています。

本計画は、法律第 10 条第 5 項に基づき、県民の献血への理解を深めることや採血事業者による献血の受入が円滑に実施されるよう、令和 7 年度における献血推進に関する計画として策定するものです。

(2) 基本的な考え方

県は、昭和 39 年に学識経験者や関係団体の代表者で構成する「埼玉県献血推進協議会」を設置し、献血の普及啓発並びに献血者の組織化や献血制度の適正な運営を図っています。

今後とも、国、市町村、採血事業者である埼玉県赤十字血液センター（以下、「血液センター」という。）及び献血関係団体などと連携を図り、地域の実情に応じた献血推進活動を行い、より多くの県民の皆様へ献血の御協力をいただけるよう努めます。

(3) 計画の期間

この計画は、令和 7 年度の 1 年間とします。

2 献血確保目標

(1) 献血により確保すべき血液の目標量

医療機関へ安定的な血液の供給を図るため、輸血用血液製剤の供給動向及び国から示された原料血漿確保目標量を勘案した結果、令和7年度の献血により確保すべき血液の目標量は、全血献血による確保量が70,698L、成分献血による確保量が39,698Lの合計110,396Lです。

	令和7年度 目標量	令和6年度 目標量	令和5年度		
			目標量	実績	達成率
全血献血	70,698	68,274	67,982	68,474.8	100.7%
成分献血	39,698	39,286	38,069	36,810.9	96.7%
合 計	110,396	107,560	106,051	105,285.7	99.3%

(単位：L／小数点第二位以下四捨五入)

(2) 血液の目標量を確保するために必要な献血受付け者数

目標量を確保するために必要な献血受付け者数は次のとおりです。

	令和7年度 目標人数	令和6年度 目標人数	令和5年度		
			目標人数	確保実績	達成率
移動採血車	97,000	95,000	100,000	87,731	87.7%
全血献血	97,000	95,000	100,000	87,731	87.7%
固定施設	180,000	176,000	180,000	180,354	100.2%
全血献血	103,000	100,000	100,000	111,179	111.2%
成分献血	77,000	76,000	80,000	69,175	86.5%
合 計	277,000	271,000	280,000	268,085	95.7%
全血献血	200,000	195,000	200,000	198,910	99.5%
成分献血	77,000	76,000	80,000	69,175	86.5%

(単位：人)

移動採血車による献血受付け者目標人数については、市町村ごとの目標人数を別紙のとおり定め、計画的な献血者の確保に努めるものとします。

3 具体的な方策

(1) 献血の普及啓発と献血組織の充実

ア 愛の血液助け合い運動

- ・ 彩の国さいたま「愛の血液助け合い運動」(7~8月)を実施します。期間中に「彩の国さいたま愛の血液助け合いの集い」を開催し、献血協力団体等の表彰やイベント等を行い、広く県民に献血の普及啓発を図ります。

イ 広報の強化

- ・ 広報紙やホームページによる従来型の広報のほか、報道機関に献血の状況やイベント等の情報を積極的に提供し普及啓発を図ります。
- ・ 業務用公式 X 等の SNS を積極的に活用し、普及啓発を図ります。
- ・ 血液センターは、公式 facebook、X 及び Instagram のさらなる活用を図ります。

ウ 市町村との連携

- ・ 市町村における血液事業を支援するために事業費の補助を行います。
- ・ 市町村献血担当者会議等を開催し、市町村との情報交換等を積極的に図るほか、市町村職員を対象とした研修等を実施し血液事業への理解を深めます。
- ・ 市町村広報誌に、県が実施するキャンペーンやイベント等の情報掲載を依頼します。
- ・ 市町村の協力を得て献血協力団体(事業所)、校内献血実施校の確保を図ります。

(2) 若年層献血の推進

ア 次世代の献血者の育成

- ・ 将来の献血を担う世代である中学生に、献血を身近に感じてもらうため「献血推進ポスターコンクール」を開催します。
- ・ 小・中・高等学校の社会科見学で関東甲信越ブロック血液センターを活用していただくなど献血の重要性について学ぶ機会を設けてもらえるよう、教育委員会等を通じて小・中・高等学校に働きかけます。
- ・ 「血液に関する出前講座」や「献血セミナー」等を積極的に実施し普及啓発を図ります。
- ・ 若者に人気の動画クリエイターを起用した全国初の「献血体験動画」(平成30年度制作)を各広報媒体及びイベント会場等で周知し、若者の献血に対する漠然とした不安を払しょくするよう努めます。

イ 若年層向けキャンペーンの実施

- ・ 「新社会人献血キャンペーン」(4~6月)、「はたちの献血」キャンペーン(1~2月)、「卒業献血キャンペーン」(2~4月)を実施し、若年層の献血者の確保に努めます。
- ・ 10代から30代を主なターゲットとした「初回献血!お友達&ご家族紹介キャンペーン」(9~11月)を実施し、若年層献血のさらなる普及啓発を図ります。

ウ 高校生献血の推進

- ・ 教育委員会等高等学校を所管する関係機関と連携し、県内の公立高校及び私立高校における校内献血を引き続き推進するとともに、「血液に関する出前講座」や「献血セミナー」等を積極的に実施し高校生献血の推進を図ります。
- ・ 高校生献血のさらなる推進を図るため、「高校生献血カード」を作成・配布し、複数回献血への理解と協力を求めます。

エ 学生献血推進ボランティアとの連携

- ・ 県内の大学生で構成する学生献血推進連盟と連携を図り、同世代からの働きかけにより若年層の献血者の増加を図ります。
- ・ 県内の大学の学園祭に積極的に移動採血車を配車し、献血への協力を求めます。

オ 県内プロスポーツチームとの連携

- ・ 県内のプロスポーツチームに献血の啓発広報やイベントに参加してもらい、スポーツに興味がある若年層を中心に献血の推進を図ります。

カ タレントを起用した啓発活動の展開

- ・ 彩の国けんけつ特命大使や彩の国けんけつ大使等をキャンペーンや学園祭等のイベントに積極的に起用し、若年層を対象に啓発活動を行います。

(3) その他の献血の普及啓発

ア 一般県民向けキャンペーン、イベントの実施

- ・ 「クリスマス献血キャンペーン」(12月)を実施し、広い年齢層を対象とした普及啓発を図ります。
- ・ 関東甲信越ブロック血液センター埼玉製造所の見学会の開催やショッピングモール等におけるイベントの実施等により献血の普及啓発を図ります。

イ 中高年層への献血啓発

- ・ 60～64歳まで献血を行うと69歳まで献血可能になることや、服薬の種類によっては当日献血できる場合があることなど、広い年齢層を対象とした献血の正しい知識の普及啓発を図ります。
- ・ 60～64歳を対象とした「シニア ロクマル 60～64 ロクヨン 初回献血キャンペーン」(1～3月)を実施し、中高年層を中心とした献血の啓発活動を行います。

(4) 安全な血液の安定供給の確保

ア 複数回献血の推進

- ・ 献血 Web 会員サービス(ラブラッド)への加入を促進し、年に複数回の400mL献血、成分献血を推進することで、血液の安定的な確保を図ります。

イ 事業所等献血協力団体の確保

- ・ 県内の事業所等への訪問により献血協力団体を確保し、血液の安定供給を図ります。
- ・ 既に献血に協力いただいている事業所には、実施回数を増やすなど更なる協力を呼びかけます。
- ・ 県内自治体職員に対しても、職員献血への積極的な協力を呼びかけます。

ウ 予約献血の推進

- ・ 来場者の一時的な集中を防ぎ、所要時間の短縮及び血液の安定確保のため、予約献血の推進を図ります。

エ 血液製剤の安全性を向上するための対策

- ・ 県民に、HIV等感染症の検査を目的とした献血を行わないこと、問診時等に虚偽の申告をしないことを周知します。
- ・ 血液センター(は、新興・再興感染症のまん延下には、献血会場運営職員の健康状態を管理し、献血協力者に対する入場前の手指消毒や体温測定を徹底することで、献血会場の良好な衛生環境の保持に努めます。

(5) 適正使用の推進

- ・ 血液製剤を使用する医療機関、血液センター及び県で構成する埼玉県合同輸血療法委員会において、県内における適正かつ安全な輸血療法の向上を図るため調査や検討を行います。
- ・ 適正かつ安全な輸血療法の向上を図るため、「埼玉輸血フォーラム」を開催します。

4 その他の重要事項

(1) 埼玉県献血推進協議会の開催

- 埼玉県献血推進協議会要綱に基づき、血液に係る学識経験者をはじめ、関係機関、団体の代表で構成する「埼玉県献血推進協議会」を開催し、血液事業に対する今後の施策について検討します。

(2) 血液製剤の在庫水準の把握と不足時の的確な対応

- 血液センターの赤血球製剤等の在庫水準を把握し、在庫量が不足する場合又は不足が予測される場合には、国及び日本赤十字社の対応マニュアルに基づき所要の対策を講じます。
- 実施にあたっては市町村等関係機関との連携を図ります。

(3) 災害時等における献血の確保

- 「埼玉県地域防災計画」における救急救助・医療救護計画により、被災後直ちに血液センター等の被災状況を調査しその機能の保持に努めるとともに、状況に応じて血液の確保を図るため必要な措置を講じます。